

体育について

学校教育の問題点(6)

学校教育の問題の一つとして、前々号に「体育について」を掲載したところ、父兄の方からも色々なお言葉をいただいた。これは何と云っても学習上の一つの警鐘を打ったと云ってよく、一層の御注意をかんじたい。

古池二己氏の稿は前々号の末尾、さらに詳しく(松井学校教員 課長記)

次に統計結果から体育科として強調したい問題を二つ述べてみたいと思う。

一、身体機能(特に上肢胸圍)の発達を促進すること

各学校に於ける体育科の教育課程、体育指導の実施の運営、体育施設、体育に関する指導者の実情、また児童生徒の遊び、家庭での手遊び、校下の職業、および校下の遊び施設の実態等、胸圍発達のためには種々の問題が関連して来るが、戦後のスポーツ中心の正課体育から今後の体育は個人の体力の修練に向かなくてはならないと思ふ。

汗を出して活動する機会を多くとり入れ、児童生徒の体力を運動能力を高めることが、正課体育の中心目標として、指導が行なわれることが大切であると思ふ。特に胸圍発達のためには、低学年では従来以上に固定施設を使つての遊び(シーソー、ジャンプ、滑り台、雲梯、登梯等)の指導を、高学年では器械運動(鉄棒運動、とび箱運動、マット運動、平均台運動)の指導を強化することが、身体機能(特に上肢)の発達促進に役立ち、児童生徒の均質な育育を促すこととなると思ふ。

二、施設用具を充実整備すること

環境を作るのは人間であり、且つその環境に支配されるのも人間である。従つて児童達などのような身体活動を営むには環境的条件によつて左右される。この環境的条件については、学校の施設用具の他に教師の指導、地域社会の施設や遊び場所、大人の態度などが考えら

宇治市児童生徒の体位状況 (別表第一)

年齢		8才		9才		10才		11才		12才		13才		14才	
項目		昭和32年	昭和33年	昭和32年	昭和33年	昭和32年	昭和33年	昭和32年	昭和33年	昭和32年	昭和33年	昭和32年	昭和33年	昭和32年	昭和33年
		全平	宇平	全平	宇平	全平	宇平	全平	宇平	全平	宇平	全平	宇平	全平	宇平
(男)	身体胸坐	121.0	122.1	125.8	127.2	130.1	132.1	135.0	136.6	140.2	141.6	146.3	148.9	153.0	157.0
	長重	22.8	23.3	25.0	25.6	27.4	28.1	30.2	30.2	33.8	35.5	38.5	39.9	43.8	45.5
	開	60.1	60.2	62.0	62.0	63.8	64.0	66.0	66.5	68.5	68.9	71.2	72.6	75.6	75.6
	坐	67.8	68.3	69.9	70.1	71.7	72.4	73.6	74.0	76.1	76.9	79.1	79.4	82.7	83.0
(女)	身体胸坐	120.1	122.2	125.2	127.6	130.2	131.3	136.3	138.2	142.2	144.5	146.0	149.1	149.9	151.0
	長重	22.4	23.7	24.7	23.9	27.4	27.6	31.3	32.7	36.0	37.0	40.4	44.0	44.3	46.0
	開	58.3	58.0	60.2	60.4	62.5	62.7	65.6	66.6	69.5	69.4	73.1	73.0	76.1	77.7
	坐	67.4	68.4	69.7	70.1	71.9	72.4	74.8	76.0	78.0	77.5	80.6	80.8	82.5	83.0

注 ○ 昭和32年全宇治市平均 ○ 昭和33年全宇治市平均 △ 昭和32年度と昭和33年度の平均に差あり

別表第二

施設名	規格の参考	数量(学級数)
運動場	120m×70m 100m直線コースをとる	25以上
コンクリート広場	500m ²	17以上
体育館	500m ² 高さ7m	13以上
プール	25m×10m 深さ80cm-110cm	24以上
足洗場	2m×3m	12以上
水飲場		
用具室	4m×8m	
すべり台	高さ2.0-2.5m スロープ3.4m-4.2m	12以上
遊動木	地上45cm以上 長さ4-5m	12以上
ぶらこ	支柱の高さ2.5-2.8m 上幅と下幅の差0.1m	12以上
シーソー	高さ1.3-1.5m 長さ2.1-2.3m	12以上
登り棒	高さ3m	12以上
ジャングルジム	底辺2.5-3m 高さ2.5-3m	12以上
同施塔	支柱3mにぎりの高さ0.9-1m	12以上
雲梯	高さ1.5-2m 長さ5-6m	12以上
平均台	高さ0.3m 長さ5-6m	12以上
低鉄棒	太さ25-28mm 幅1.8m 高さ0.8-1.2m	12以上
高鉄棒	太さ25-28mm 幅1.8m 高さ1.3-2m	12以上
砂場	5m×6m×0.3m	12以上

出生届と

養子縁組届

一、出生届

八月の宇治市に於ける出生届についてお知らせしましたが、次は出生届と養子縁組届についてお知らせします。

二、出生届

十四日以内(子が生まれた日から数える)に届出すること。市町村役場に届出すること。

三、養子縁組届

子が生まれた場所の所管する市町村役場に届出すること。宇治市役所戸籍課へ届出すること。

四、養子縁組届

子が生まれた場所の所管する市町村役場に届出すること。宇治市役所戸籍課へ届出すること。

優良児の表彰

宇治保健所

宇治保健所では十一月二十九日午前十時から、母子を讃える会の優良児の表彰を行ない、宇治市の優良児として、

児玉哲也さん 北村美由紀さん 北川浩二さん 北村美由紀さん

又、母子の表彰では大西弘子さんと母修子さんがそれぞれ表彰されました。

宇治神社

二十五日まで

宇治神社社なび祭は、市、および文化協会協賛で、今年も十二月三十一日の夜、宇治神社で行われ、その作品を(書画、詩歌、その他文芸作品)を、二十五日まで、提出の事、

作品は二十五、六両日社務所に展覧して、三十一日、聖火に燃えらる。

市税のありまし

市税の納付について

九、市税の納付について

市税の納付は、市金庫、同支金庫、または市内の郵便局へ徴収金書と共に納めて下さい。(金庫、支金庫等の所在は、令書に記載)

納期後の納付は、前と同じ方法で扱います。

督促状(赤刷ハガキ)の納付は、督促状の分も前記と同様にして納めて下さい。

★督促状一通につき一〇〇円の督促手数料をいただきます。

★督促状の期限を過ぎると、徴収金書の納期限にかかると、その翌日から納付の日まで税額一〇〇円に付一日三銭の割合で延滞金がかかります。さらに督促状の期限を過ぎるとその延滞金に日割で延滞金がかかります。

★なお、期限後は滞納処分(差押)をうけねばなりません。

納税に困っている方は、色々の事情で急ぎに納付が難しい場合は、徴収係に御事情がある方は、申し出れば、係員がおききした上で、実情に応じて分割して納めて、納めるのを延期することについて、ご相談に応じます。

納税組合について

たやすく納税ができる組合に入して下さい。組合へ加入し毎月一定額を積立て、市税を完納すると報償金がもらえます。

納税組合に加わりたい方は、最寄りの組合か、徴収係へ申し出て下さい。また一口世帯以上であれば組合を結成できます。新設組合には人数に応じて助成金を差上げます。

前納報償金について

納期のまだきていない市税を前納しますと前納報償金がもらえます。前納された場合はその領収書と印鑑をもって庶務係へ御申出下さい。前納報償金を差し上げます。

前納報償金の算出例 固定資産税年額一万円を四月十四日に納めたこととします。前納報償金は四百円となります。

市税の過納納について

過納、誤納を発見されたら、すぐ請求をして下さい。係で発見した時は、すぐ請求して居ります。請求が済みましたら後日会計課で支払手続完了次第、支払の通知を差上げますから、通知書と印鑑をもって会計課へお越し願います。現金は市金庫で取扱時間内に受取して下さい。

十、その他

税関係の証明について

不動産の売買や金融に必要な評価額の証明や金庫、就労、授業料免除、家族手当請求等に要する所得証明、納税証明、無税無収入証明など市税関係の証明のほしい方は、証明願二通(様式適宜)と印鑑を添えて、それだけの係へお下下さい。手数料は一件三〇円です。ただし土地に関する証明は、三筆までを一件として、一筆は、三筆までを一件として、一筆

